

## 嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金交付規程

### (目的)

第1条 この告示は、地域における雇用の創出を促すことで地域経済の活性化及び移住定住の促進を図るため、市内で起業する者に対する、予算の範囲内における嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ 事業の後継者として事業を引き継ぐ場合（以下「事業承継」という。）

ただし、後継者が既に事業を営んでおり、事業を合併又は買収する場合を除く。

(2) 移住者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において市外から転入して1年未満の者

イ 第9条に規定する補助金の実績報告を提出する日の前日までに転入する者

ウ 平成29年4月1日以降に本市の地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）として1年以上地域協力活動に従事している者、又は従事した事がある者

(3) 認定支援団体 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条により認定された嘉麻市創業支援事業計画に記載する嘉麻市商工会又は嘉麻商工会議所をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内において起業する者で、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者又は申請日若しくは第9条の実績報告書を提出する日の前日までに転入する者であること。
  - (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が直接事業又は営業に携わること。
  - (3) 起業に際し法律等に基づく資格を有する必要がある場合は、当該資格を有し、又は起業までに有する見込みがあること。
  - (4) 認定支援団体の支援を受けて創業計画を作成、又は福岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を作成すること。
  - (5) 起業に係る資金について、金融機関等の融資を受ける見込みがあること、又は認定支援団体において自己資金の有無を確認できること。  
ただし、事業承継により起業する場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。
- (1) 申請者が嘉麻市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成18年嘉麻市規則第166号）第6条第2号に規定する市税等（以下「市税等」という。）を滞納しているとき。（申請者が転入者である場合は、転入前の住所地における市町村民税等を滞納しているとき。）
  - (2) 市内での事業所等の移転と認められるとき。
  - (3) 実店舗のない移動販売、仮設又は仮設店舗等で事業を行っている又は行おうとしているとき。
  - (4) 申請者が嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条第2号から第5号までに規定する者又は団体に該当すると認められるとき。
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を行っている又は行おうとしているとき。
  - (6) その他市長が補助金を交付することが適切でないと判断するとき。  
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業

する際に必要な経費であって次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 店舗等の建築費、取得費及び改修費
- (2) 店舗、駐車場等の賃借料（最高6か月分）
- (3) 広告宣伝費（ホームページ作成費含む。）
- (4) 設備費、備品購入費等
- (5) その他市長が認めた起業に必要な経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、別表に掲げる額を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が第9条の実績報告書を提出する日の前日までに協力隊として1年以上地域協力活動に従事しており、協力隊の身分を失った日（失う予定である日を含む。）から起算して1年内に起業する場合は、補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 創業計画書（様式第2号）又は事業承継計画書の写し
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 住民票の写し
- (4) 誓約及び納付状況等調査同意書（様式第1号の2）
- (5) 金融機関等からの融資が確認できる書面の写し又は認定支援団体の確認書
- (6) 許認可等の取得状況を証明する書類の写し
- (7) 店舗等の賃貸借又は購入契約書（見積書）の写し
- (8) 補助対象経費の見積書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は前項の交付申請の提出後、事業についてのプレゼンテーション

を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金審査会設置要綱に定める嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金審査会の意見を聴いたうえ、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。この場合において、必要に応じ、条件を付して決定することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において必要があると認めたときは、申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業内容の変更及び変更決定)

第8条 前条による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否について嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金変更承認・不承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類等を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（様式第8号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 事業実施状況写真
- (4) 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）

- (5) 開業届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
  - (6) 店舗等の賃借又は売買契約書の写し
  - (7) 住民票の写し（市外から転入した場合に限る。）
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- （実地検査及び補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、実施された事業の内容が適当であると認めるとときは、補助金の交付額を確定し、嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

- （補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、前条による補助金額の確定があったときは、速やかに嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- （決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が事業完了後5年未満で事務所を市外へ移転するときは、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることができる。

- （財産の処分等の制限）

第13条 補助事業者は、事業完了の日から5年間は、事業により取得した財産を補助金の交付目的に反する使用、譲り渡し、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

- （嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第14条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

- （補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日告示第62号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日告示第38号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日告示第101号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの告示の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（様式に関する経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるそれぞれの告示に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則（令和4年6月1日告示第65号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月9日告示第25号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この告示の施行の際現にある改正前の嘉麻市移住定住起業チャレンジ支援事業補助金交付規程に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

別表

基本限度額		100万円
加算額	(1) 移住者	100万円
(同表中欄に掲げる区分に応じ、基本限度額に同表右欄に掲げる額を加算した額を上限とする。)	(2) 申請時で年齢が45歳未満	20万円
	(3) 市長が別に定める地区での起業	20万円
	(4) 市長が別に定める業種での起業	10万円

